

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害等リスク	
・洪水（山形市洪水ハザードマップ、山形市地域防災計画）	
山形市は、年間降水量が1,200mm前後と県内では最も少なく、降雪も越後山系にさえぎられるため県内の最小降雪地域となっているが、近年24時間の最大降水量が150mmを超えるなど、大雨による被害が推計される。	
※ 山形市洪水ハザードマップの洪水浸水想定区域は、山形市内を流れる最上川水系の須川、馬見ヶ崎川、村山高瀬川、立谷川が大雨により氾濫した場合を想定し、指定されている。	
洪水浸水想定区域が含まれる地区	
第3、第6、第9、鈴川、千歳、飯塚、榎沢、出羽、金井、楯山、滝山、東沢、高瀬、大郷、南沼原、明治、南山形、大曾根、山寺、蔵王、西山形、村木沢、本沢	
令和2年7月豪雨では、7月27日から29日の県管理河川における出水状況によると、馬見ヶ崎川と村山高瀬川においては、水防用待機水位超過河川の須川が氾濫危険水位超過河川とされ、山形市長谷堂の本沢川において、濁流により護岸(約80m)が流出されるなど被害が発生している。	
山形市の下東山(大門川)、穂積(野呂川)、東古館(藤沢川)、谷柏(本沢川)、長谷堂(本沢川)、大道端(富神川)、門伝(富神川)で浸水箇所がみられた。	
また、同じ山形県村山地域にある村山市、東根市で24時間雨量が観測史上1位を更新するなど、山形県内に激甚災害指定をうける甚大な被害をもたらし、最上川の主な水位観測所で計画水位を超過し、大変危険な状況となった。	
・土砂災害（山形市土砂災害ハザードマップ、山形市地域防災計画、山形県こちら防災やまがた）	
土砂災害には、「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3つの種類があり、これらの発生には、長雨や集中豪雨による影響が多くみられる。	
山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査して、その実態を把握し、県が山地災害危険地と判定した地区である山地災害危険地区において、山形市は、山腹崩壊危険地区に28箇所、崩壊土砂流出危険地区に54箇所、地すべり危険知地区に10箇所と山形県村山地域においては、最多の計92箇所が指定されている。	
土砂災害警戒区域が含まれる地区	
第5、鈴川、楯山、滝山、東沢、高瀬、南山形、大曾根、山寺、蔵王、西山形、村木沢、本沢	
令和2年7月豪雨においては、県道山形市白鷹線(山形市村木沢)において、道路法面が約40mに渡り崩落する被害が発生している。	
・地震（J-SHIS、山形市地域防災計画）	
山形県内陸部は、災害の少ない地域だといわれてきた。実際、地震に関しては、大規模	

な直下型のもの是有史以来発生していないが、山形市内には国内有数の山形盆地断層帯が存在し、阪神・淡路大震災（マグニチュード7.3）や熊本地震（マグニチュード7.3）を上回る規模（マグニチュード7.8）の直下型地震が今後30年間に発生する可能性があると言われている。

平成14年5月に山形盆地断層帯に関する評価および被害想定が公表され、平成19年8月には、これまでの評価を見直した長期評価が公表されている。

公表時期		位置	長さ	断層のタイプ	断層の傾斜
平成19年8月	北部	大石田町～寒河江市	約29km	西側隆起の逆断層	西傾斜
	南部	寒河江市～上山市	約31km	西側隆起の逆断層	西傾斜
平成14年5月		大石田町～上山市	約60km	西側隆起の逆断層	西傾斜

	平均活動間隔	地震の規模	地震発生確率 (今後30年以内)	地震によるずれ (上下成分)
北部	約2,500～4,000年	M7.3	0.003～8% （「高い」部類に入る）	2～3m程度
南部	約2,500年	M7.3	1% （「やや高い」部類に入る）	2～3m程度
前回	およそ3,000年	M7.8	0～7% （「高い」部類に入る）	4～5m程度

山形盆地断層は、過去の活動時期の違いから北村山郡大石田町から寒河江市に至る「山形盆地断層帯北部」と寒河江市から上山市に至り山形市が該当する「山形盆地断層帯南部」に区分される。

山形市が該当する山形盆地断層帯南部においては、30年以内の地震規模マグニチュード7.3程度の地震発生率は1%。我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

県内で予想される直下型の地震は震源が浅く、より強い揺れが起きることが推定され、古い家屋が全壊の可能性がある揺れが起きるとされている。

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるため、在宅の状況、積雪の有無、火気の使用状況等の条件の異なる3ケース（冬期夕方・冬期早朝・夏期昼間）を設定し、冬期における、地震規模M7.8（震度6～7）が発災した際は、建物全壊11,707棟（10.7%）、建物半壊14,097棟（12.9%）と想定されている。

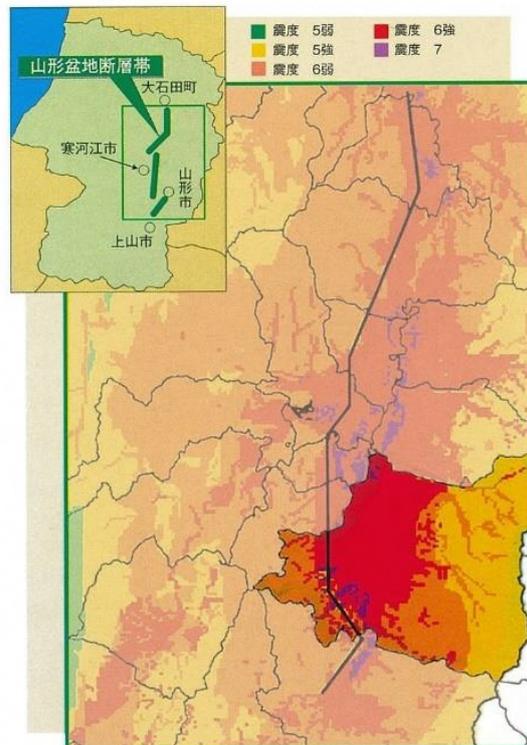
山形盆地断層帯被害想定

	発災ケース(山形市)		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M7.8		
震度	震度6~7		
建物全壊	11,707棟 10.7%	11,707棟 10.7%	9,699棟 8.9%
建物半壊	14,097棟 12.9%	14,097棟 12.9%	12,967棟 11.9%
出火	129件	51件	14件
建物焼失	397棟 0.36%	144棟 0.13%	25棟 0.02%
死者	545人 0.20%	596人 0.24%	368人 0.14%
負傷者	3,106人 1.16%	3,296人 1.32%	2,392人 0.89%
全半壊建物 罹災者	63,772人 23.85%	63,155人 25.31%	55,230人 20.66%
避難所生活者 (ピーク時)	30,767人 11.51%	30,360人 12.17%	26,036人 9.74%
水道断水世帯	34,645世帯 40.4%	34,645世帯 40.4%	32,976世帯 38.5%
都市ガス 停止世帯	22,082世帯 100%	22,082世帯 100%	22,082世帯 100%
停電世帯	27,735世帯 32.6%	27,735世帯 32.6%	25,858世帯 30.4%
電話不通世帯	31,684世帯 26.1%	31,684世帯 26.1%	28,749世帯 23.7%

注1) %表示は、評価対象の全数(総人口、総加入世帯数)に対する被害数の割合。
注2) 建物棟数は住宅、事務所等であり、物置、土蔵は含まない。

出典：山形市避難場所地図

震度分布



・火山災害（蔵王山火山 融雪型火山泥流ハザードマップ、山形市地域防災計画）

蔵王山は奥羽山脈中南部にある山で、山形県の県境にそびえる火山群。活火山のため、常時観測火山であり、近年は 1940 年の噴火以降目立った活動はないが、噴気や鳴動、火山性微動などが起こっている。

積雪のある時期に蔵王山が噴火した場合、噴火に伴う熱により火口付近の雪が溶かされて大量の雪融け水が発生し、周辺の土砂などを巻き込みながら一気に流れ下る融雪型火山泥流が、山形市内を流れる須川で発生するおそれがある。

国の被害想定では、早いところで噴火から概ね 1 時間で須川流域の住宅地付近まで到達することが予想されている。

融雪型火山泥流の避難計画

○ 積雪期（冬場）の影響範囲と避難単位

噴火警報・予報	レベル (キーワード)	現象	想定される 影響範囲	居住地域の 避難単位
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	レベル 5 (避難)	融雪型火山泥流	須川流域	南山形地区 蔵王地区 南沼原地区 本沢地区
	レベル 4 (高齢者等避難)			

出典：蔵王山の噴火活動が活発化した場合の山形市避難計画

○ 対象区域内の世帯数、人口及び要支援者数（地区及び町内会・自治会別）

地区	町内会・自治会名	世帯数	人口	要支援者数
南山形	黒沢	26	67	5
	松原	86	230	15
	南山形住宅	255	684	46
	県分住宅	81	202	14
	市営住宅	135	274	18
	県営住宅	52	113	8
	新南山形住宅団地	145	440	29
	蔵王駅前	281	765	51
	蔵王第二	69	169	11
	下谷柏	37	134	9
	片谷地	51	155	10
	計		1,218	3,233
蔵王	桜田西	159	457	32
	桜田南	113	229	16
	成沢第2	36	101	7
	成沢第6	142	399	28
	成沢西	155	409	29
	計		605	1,595
南沼原	吉原	77	208	12
	沼木新町	23	66	4
	第2沼木パークタウン	56	164	10
	東前明石	24	74	4
	計		180	512
本沢	前明石	7	25	2
	計		7	25
合計		2,010	5,365	359

出典：蔵王山の噴火活動が活発化した場合の山形市避難計画

また、噴火による降灰後に大雨が降った場合、蔵王温泉の祓川流域において一部の居住地域に土石流が溢れ出ることが想定される。

・感染

20世紀に起こった通称「スペインかぜ」・「アジアかぜ」・「香港かぜ」など、人が今まで経験したことのない亜型のインフルエンザウイルス「新型インフルエンザ」は10年から40年の周期で起こるといわれている。

これらの新型インフルエンザウイルスに対して人類は免疫（抵抗力）を持たないため、ほとんどの人が感染する可能性があると推測され、今般の新型コロナウイルス感染症のように感染が急速に拡大しパンデミックを引き起こし、未曾有の健康被害をもたらす新たな新型インフルエンザ大流行の可能性が危惧されている。

山形市においては、令和2年4月上旬に第1例目の新型コロナウイルス感染者が発生し、令和3年12月22日現在、1,251名の感染が確認されている。

新型コロナウイルス感染症は、経済活動を含め社会活動全般に大打撃を与えることとなるため、県内最大規模の繁華街を抱えている山形市は、人口100万都市である仙台市にも近く人々の往来によって多方面からの滞留人口の多い地域においてのクラスター発生が懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 11,682 人
- ・小規模事業者数 8,732 人

平成 28 年（2016 年）経済センサスによると、山形市の商工業者数は 11,682 事業所、うち小規模事業者数は 8,732 事業所となっており、小規模事業者の全体に占める割合は約 75%となっている。

産業分類別で小規模事業者数を見ると、第三次産業の構成比率が全体の約 8 割近くを占めており、その中でも「卸売業、小売業」が最も多く 2,156 事業所（24.7%）、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の 1,117 事業所（12.8%）、「生活関連サービス業、娯楽業」の 1,094 事業所（12.5%）へと続いており、山形市は「商業・サービス業」を主とする商業都市である。

◇山形市の小規模事業者数：業種別（経済センサスより-平成 28 年-）

産業分類 (大分類)	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
農林漁業	38	33	
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
建設業	1,108	1,028	市内に広く分布している
製造業	874	733	市内に複数ある工業団地に集積している
電機・ガス・熱供給・水道業	8	4	
情報通信業	150	125	
運輸業、郵便業	221	144	市内の広く分布している。 特に交通の便がよい幹線道路に近くに拠点があることが多い
卸売業、小売業	3,458	2,156	市内に広く分布している
金融業、保険業	305	237	
不動産業、物品貸借業	941	920	
学術研究、専門・技術サービス業	550	401	
宿泊業、飲食サービス業	1,680	1,117	市内に広く分布している
生活関連サービス業、娯楽業	1,283	1,094	市内に広く分布している
教育、学習支援業	277	225	
医療、福祉	218	190	
複合サービス事業	56	43	
サービス業(他に分類されないもの)	515	282	
合計	11,682	8,732	

(3) これまでの取組

① 山形市の取組

- ・山形市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・拠点給水所の配置（震度 5 以上の大地震発生時開設）
（随時整備中、令和 6 年度整備完了予定）
- ・山形市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・自主防災組織の育成
- ・避難行動要支援者に対する「山形市避難行動支援制度」の策定

- ・避難に関する情報・伝達方法等、広報および啓発
(緊急速報メール・SNS 等による防災情報の発信等)

② 山形商工会議所の取組

- ・「事業継続計画」の策定
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損害保険の各引受保険会社と連携した会員限定の損害保険等の周知および加入促進
- ・防災備品（食料品、飲料水、ヘルメット、携帯用トイレ、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布タオル、救急医薬品セット等）を備蓄している。

II 課題

現状では、自然災害が発生した際の小規模事業者の被害状況等の調査把握・報告、支援についての具体的な体制やマニュアルについては整備されていない。

さらに、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員、保険・共済に対する助言を行える人員が不足おり、感染症対策も含めリスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどの観点からも職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

株式会社帝国データバンク『事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査(2021年)』によると、全国でのBCP策定率は17.6%、企業がBCPを策定している割合を規模別でみると大企業が32.0%、中小企業が14.7%と中小企業は低位にとどまっている。山形県は19.7%と全国水準と比較すると策定率は比較的高いもののなかなか進捗が見られない状況にある。

BCPを策定していない理由として、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」が最も高く約4割を占めていることから、山形県提供の簡易版フォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールの活用を推進していく必要がある。

III 目標

山形市は、三方を山に囲まれ扇状地に位置しており、東から西にかけて勾配が強く、特に市内の西から北にかけては水害のリスクが高く、山に面した東側は、土砂災害のリスクもある。また、南東には、活火山である蔵王山系があり、蔵王地区と須川縁の地区は、火山灰と泥流の危険もある。地震については、少ない地域と言われてきたが、市内には国内有数の山形盆地断層帯があり、直下型地震が今後30年間に発生する可能性があると言われており、注意が必要である。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧等を支援するために、山形商工会議所と山形市との共同により、事業継続力強化支援計画を策定し、事前対策を徹底し、発災後の対策に取り組み、連携して、地域経済・事業所への影響を最小限にするため、次の目標を定め、各事業を推進する。

- ・啓発セミナーや情報発信を実施することにより、自然災害リスクや感染症等リスクを認識してもらい、地区内小規模事業者のBCP策定支援を行う。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、山形商工会議所・山形市と小規模事業者の間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・山形市において災害リスクの高い自然災害（洪水等の水害、地震、噴火等）の発災後速やかな復興支援が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・山形商工会議所と山形市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

○巡回による支援

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響（売上減少、費用負担の増加、労働力不足等）を軽減するための取組や対策について説明する。

○窓口による支援

- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組や推進、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・山形県提供の簡易版フォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールの活用を普及促進を図る。

○広報等による啓発活動

- ・山形商工会議所会報「商工月報」や山形市広報「広報やまがた」、緊急速報メール、メールマガジ、フェイスブック、LINE、ツイッター等において、国や施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

○事業実施

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP策定に必要なスキルとノウハウ習得に繋がるよう小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては国の事業別ガイドラインや県・市のガイドラインに基づき、感染防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。（例えば、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等の提供。）

2) 山形商工会議所自身の事業継続計画の作成

山形商工会議所は平成25年7月に事業継続計画を作成している（別添参照）。今後は、必要に応じて見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として「ビジネス総合保険」をはじめとする各種保険の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・仮称「山形市事業継続力強化支援協議会」（構成員：山形商工会議所、山形市）を設置し、

小規模事業者のBCP等の取組状況を確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6の地震、洪水等の水害、噴火等）が発生したと仮定し、山形市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一とし、そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等対策を進める。

1) 応急対策の実施可否の確認

○自然災害

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・発災時には携帯電話での連絡が困難になることが予想されるため、山形商工会議所職員はSNS（『BCPめ組』）等利用して事務局長へ安否報告と業務従事の可否報告等を行う。（『BCPめ組』報告項目：自身の状態、出社の可否、家族の状態、家屋の損壊、コメント）
- ・山形商工会議所での安否確認の結果や把握できうる大まかな被害状況等を山形市と共有する。

○感染症

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事務所内の消毒・換気、職員の手洗い・うがい等をはじめ、来客対応における手指消毒の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、山形県および山形市における感染症対策本部設置に基づき山形商工会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・職員自身の目視・判断で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後や安全が確保できる状況の場合に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況や安否確認等を山形市との間で速やかに把握・共有し、被害の状況や規模に応じた応急対策の方針を決める。ただし、想定する応急対策の内容は、概ね次の状況を判断基準とする。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応の内容
大規模の被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されおり、状況が確認できない。	<ul style="list-style-type: none">(1) 緊急相談窓口の設置・相談業務(2) 被害調査・経営課題の把握業務(3) 復興支援策を活用するための支援業務

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	(1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害情報がない。 	特に行わない

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

山形商工会議所と山形市間で被害状況等を共有する間隔

発災後～2週間	1日に2回共有する
3週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	新たに被害情報を把握した際に共有する

- ・ 山形市で取りまとめた「山形市業務継続計画【新型インフルエンザ等編】」を踏まえ、必要情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

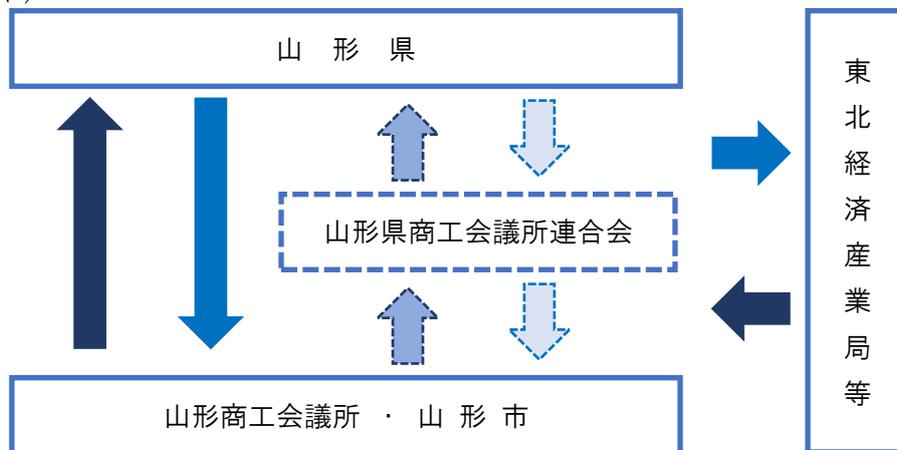
- ・ 自然災害等発生時（新型コロナウイルス感染症の場合は感染拡大時）に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 山形商工会議所と山形市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

（想定される項目および内容）

項目	内容
企業名（事業所名）	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、小売業、卸売業、建設業、サービス業、その他
被害状況	建物の状況（全壊、半壊等） 浸水の状況（床上、床下等） 機械設備の状況 製品等の状況
被害額（千円）	建物、設備、商品、その他

- ・ 山形商工会議所と山形市が共有した情報を、山形商工会議所または山形市より山形県へ報告する。
- ・ 感染症の流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、山形商工会議所と山形市が共有した情報を山形県へ報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

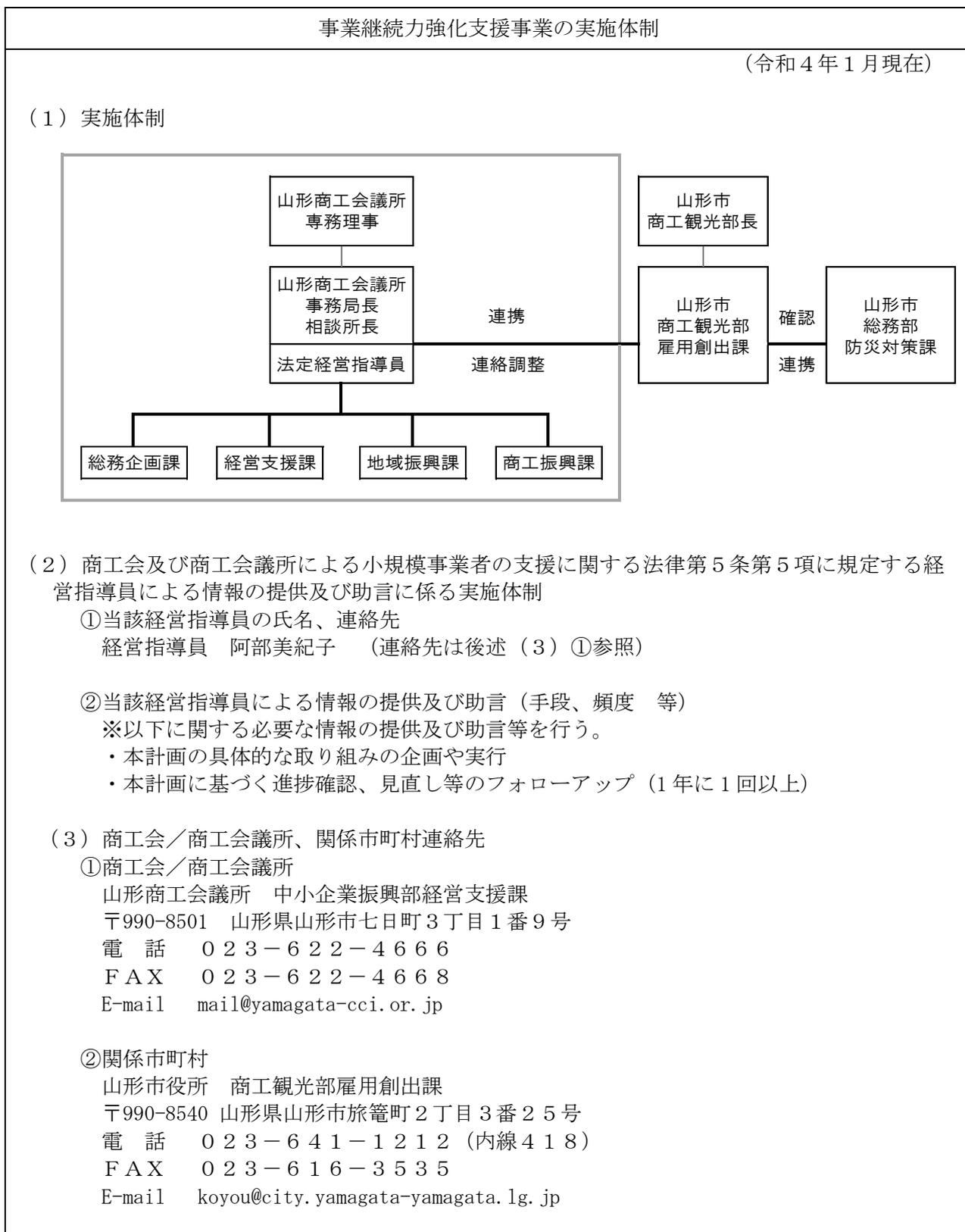
- 相談窓口の開設方法について、山形市と協議し、安全性が確認された場所に設置する。
(山形商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- 電話、巡回訪問、窓口相談等により聞き取りを行い、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被害事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 国・県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。
- 公的支援制度に関する情報や復旧のための制度融資等の情報を山形商工会議所会報「商工月報」や山形市の「広報やまがた」、ホームページ等により発信する。
- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



総務部防災対策課

〒990-8540 山形県山形市旅籠町2丁目3番25号

電話 023-641-1212 (内線384)

FAX 023-624-8847

E-mail bosai@city.yamagata-yamagata.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	250	250	250	250	250
・ パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費・その他	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山形市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

